

アメリカ合衆国最高裁判所刑事判例研究

薬物探知犬の使用と合衆国憲法修正 4 条

Illinois v. Caballes, 543 U.S. 405 (2005)

I はじめに

アメリカ合衆国（連邦）憲法修正 4 条は、「不合理な搜索および押収または抑留に対し、身体、家屋、書類および所有物の安全を保障されるという人民の権利は、破られてはならない：令状は、宣誓または確約によって根拠づけられた・相当な理由に基づいてのみ発せられるべきであり、かつ、搜索されるべき場所および抑留されるべき人または押収されるべき物件を特定して示しているものでなければならない」と規定する<sup>(1)</sup>。

ある捜査手法が修正 4 条にいう「搜索」にあたるかどうかという問題について、合衆国最高裁判所（連邦最高裁）は、プレイス判決において、犬の嗅覚探知は修正 4 条にいう搜索にあたらないと判断した一方<sup>(2)</sup>、キロ判決においては、人の感覚を増幅する機器の使用は修正 4 条にいう搜索にあたると判断した<sup>(3)</sup>。しかし、嗅覚探知の使用も、技術的機器の使用も、その果たす機能にお

---

(1) U.S. CONST. AMEND. IV. 訳は、田中英夫（編集代表）『BASIC 英米法辞典』231頁（東京大学出版会、1993年）に依拠した。

(2) United States v. Place, 462 U.S. 696 (1983). なお、アメリカにおける嗅覚探知の問題を扱ったものとして、岡部泰昌「米国における犬の臭気選別・催眠状態での尋問・声紋をめぐる捜査・証拠法上の問題点（上）」判例時報1059号3頁（1983年）を参照。

(3) Kylllo v. United States, 533 U.S. 27 (2001) [紹介、大野正博・朝日法学論集31巻27頁（2004年）、洲見光男・アメリカ法2003年1号204頁]。なお、洲見光男「修正四条の適用判断と『明白な準則』——『搜索』該当性判断を中心として——」『三原憲三先生古稀祝賀論文集』695頁（2002年）、柳川重規「科学機器・技術を用いた搜索・差押え」現代刑事法5巻5号51頁（2003年）も参照。

いて非常に類似しているため<sup>(4)</sup>、ブレイス判決とキロ判決との間の緊張関係が意識されていたところ、連邦最高裁は、以下にみる本判決によって、上記の緊張関係の解消を試みた<sup>(5)</sup>。

## II 事案の概要

イリノイ州警察官 A は、州間高速道路における速度超過を理由として被上告人を停止させた。A が、当該停止を報告するために、警察官出動指令部に対して無線連絡をすると、偶然これを耳にした、イリノイ州警察薬物取締班の一員である警察官 B は、薬物探知犬を連れて、直ちに現場へ向かった。B が現場に到着したとき、被上告人の車両は路肩にあり、被上告人は警察車両の中にいた。A が速度超過に関する処理を行っている最中に、B は、薬物探知犬に、被上告人の車両周辺を歩かせた。探知犬がトランクのところで反応を示したことから両警察官がトランクを探索すると、大麻が見つかったため、被上告人を逮捕した。以上は、10分に満たない間の出来事である。

被上告人は、大麻の取引の事実で起訴されたのに対し、トランク内で発見された薬物の証拠排除と、逮捕の取消し (quash) を申し立てた。事実審裁判所は、この申立てを排して、非陪審審理の後、被上告人に対して有罪判決を下し

---

(4) See, e. g., David A. Harris, *Superman's X-Ray Vision and the Fourth Amendment: The New Gun Detection Technology*, 69 TEMP. L. REV. 1, 29-32 (1996); Ric Simmons, *The Two Unanswered Questions of Illinois v. Caballes: How To Make the World Safe for Binary Searches*, 80 TUL. L. REV. 411, 413 (2005).

(5) なお、本判決に関連する文献としては、例えば、以下のものがある。Nina Paul & Will Trachman, *Fidos and Fi-don'ts: Why the Supreme Court Should Have Found a Search in Illinois v. Caballes*, 9 CAL. CRIM. L. REV. 1 (2005); Cecil J. Hunt, II, *Calling in the Dogs: Suspicionless Sniff Searches and Reasonable Expectations of Privacy*, 56 CASE W. RES. L. REV. 285 (2005); Simmons, *supra* note 4. 修正 4 条と薬物探知犬の使用との関係について論じたものとして、例えば、Brian L. Porto, *Use of Trained Dog to Detect Narcotics or Drugs as Unreasonable Search in Violation of Fourth Amendment*, 150 A.L.R. FED. 399 (2005) 参照。また、邦語文献で本判決に言及するものとして、安部圭介ほか「座談会：合衆国最高裁判所2004-2005開廷期重要判例概観」アメリカ法2005年2号265-266頁参照。

た。被上告人には、12年の拘禁刑と、末端価格相当の25万6136ドルの罰金言い渡された。その際、警察官らは停止を無用に長引かせたものではないのであって、探知犬の示した警告反応は、捜索を行うための相当な理由を提供するものとして十分に信頼できる、との判断が示され、控訴審もこれを是認した。

これに対し、イリノイ州最高裁判所は、原判決を破棄し、次のように結論を下した。本件における犬の嗅覚探知は、薬物犯罪の存在を示唆する「特定かつ明瞭な事実 (specific and articulable facts)」を欠いた状態で行われたのであるから、探知犬の使用は、通常の車両停止措置の射程を薬物捜査にまで拡張するものであって、これを正当化することはできない。

連邦最高裁は、合法的な車両停止措置の最中に、麻薬探知犬を使用してその嗅覚による車両の探知を行うためには、修正4条により合理的かつ明瞭な嫌疑 (reasonable, articulable suspicion) が要求されるかどうかにかんして争点を限定して、裁量上告を受理した (犬に嗅覚探知を行わせた警察官 B が有していた被上告人に関する情報は、彼が速度超過を理由として停止させられていたことのみであり、薬物犯罪の合理的な嫌疑は存在しなかったことが前提である)。

### III 判決の要旨

連邦最高裁の評決は6対2に分かれたが、上記の争点について消極的に答え、原判決を取り消し、差し戻した<sup>(6)</sup>。スティーヴンス裁判官の執筆した法廷意見 (オコナー、スカリア、ケネディ、トーマス、ブライヤー各裁判官同調) の大要は、次のとおりである。

本件抑留については、当初の停止措置が適法であることはもとより、その全体についても、抑留期間が10分にも満たず適切なものであったことに鑑みて、適法であるといえる。抑留中に行われた嗅覚探知は、当初適法であった抑留を違法なものに転化させるものではなかった。なぜなら、嗅覚探知それ自体は、被告人のプライバシーを侵害しなかったからである。

そもそも、政府機関の行為は、プライバシーに関する合法的な利益を侵害しない場合、修正4条の規制に服する捜索にはあたらない。この点、禁制品を所持する利益は、これを合法的であるとみなすことはできない。そして、充分に訓練された薬物探知犬の嗅覚探知は、薬物という禁制品の存在または不存在

---

(6) なお、レンクィスト長官は本件に関与していない。

のみを明らかにするものである。

したがって、合法的な車両停止措置の最中における、十分に訓練された薬物探知犬の使用は、一般的に、合法的なプライバシーの利益を害するものではなく、本件でも、被告人に対するプライバシー侵害は認められない。

以上のような法廷意見に対しては、スーター裁判官の反対意見とギンズバーグ裁判官の反対意見（スーター裁判官同調）がある。

まず、スーター裁判官の反対意見は、次のようにいう。嗅覚探知に関する先例であるプレイス判決は、犬は間違いを犯さないという前提に立脚するものであるが、近年そのような前提の不当性が実証されたのであるから、プレイス判決に遡った検討が必要である。犬も間違いを犯すことがある以上、嗅覚探知は、修正4条の保障するプライバシーの合理的な期待を侵害しうるといえ、修正4条の捜索にあたるものとして、同条の規制に服せしめるべきである。

また、ギンズバーグ裁判官の反対意見は、停止に際しての行動は当初の容疑に関連していなければならぬとするテリー判決<sup>(7)</sup>の要請に鑑みれば、本件嗅覚探知は、交通違反に基づく停止を薬物捜査へと拡張するものであり許されない、としている。

## IV 解 説

### 1 本判決と関連判例

嗅覚探知に関する先例であるプレイス判決では、空港において行われた、十分に訓練された犬による荷物への嗅覚探知が、修正4条の規制に服する捜索にあたるかどうかの問題となった。連邦最高裁は、①少なくとも警察官が荷物をかきまわして探すと比べれば、嗅覚探知によるプライバシー侵害の程度はかなり低いこと、②嗅覚探知の対象が禁制品に限定されていることを理由として、当該嗅覚探知は修正4条の規制に服しないとの判断を示した<sup>(8)</sup>。

プレイス判決の約6ヵ月後に出たヤコブセン判決では、通報を受けた麻薬取締局（DEA）職員が、疑わしい白い粉末に対して行った検査を行うのに先立

(7) Terry v. Ohio, 392 U.S. 1 (1968) [紹介, 『英米判例百選 I 公法』170頁(阪村幸男)(有斐閣, 1978年)] .

(8) なお、プレイス判決は、空港内における嗅覚探知について判断したものであるが、およそ嗅覚探知が捜索たりえないとの判断を示したものではない、との評価もある (United States v. Thomas, 757 F.2d 1359, 1366 (2d Cir. 1985)).

って、令状を取得することが必要であったかどうかが問題となった<sup>(9)</sup>。連邦最高裁は、プレイス判決における①の理由付けについて引用してはいるものの、さほどこれを強調せず、専ら②の理由付けを重視して、当該試験について、禁制品の薬物かどうかのみを明らかにするものであるから、修正4条の規制に服しないとの判断を示し、それに先立つ令状取得は不要であったと結論付けた<sup>(10)(11)</sup>。

本判決には、プレイス判決における①の理由付けへの明示的言及はない。このことから、法廷意見は、嗅覚探知自体がおよそプライバシーを侵害しないとみなしていると解することもできよう。これに対して、プレイス判決における②の理由付けは、一貫して維持されている。この②の理由付けとの関連で、“binary search” というものが学説上議論されている。“binary search” とは、捜査対象の個人が現に犯罪を行っているかどうかを除いて、調査対象の個人についてのいかなる情報をも明らかにしない捜査のことであり、開発途上にある科学技術を用いるものとしては拳銃探知装置（離れたところから、懐中の拳銃の有無のみがわかる装置）、Eメールの調査、顔認証などが挙げられるほか、嗅覚による禁制品の探知がその典型例とされることもある<sup>(12)</sup>。

“binary search” であれば修正4条の規制に服する捜索にはあたらないとする理論（binary search doctrine）を、これらの判決に見出すとき、その拡大が危惧されている。嗅覚探知に限っても、上でみた反対意見がいうように、駐車車両等に対して嫌疑なしに嗅覚探知を行いうることになってしまう可能性があり、また、嗅覚探知以外の“binary search” についても、科学的技術の発

(9) United States v. Jacobsen, 466 U.S. 109 (1984).

(10) See Simmons, *supra* note 4, at 415.

(11) なお、本判決は、嗅覚探知が薬物という禁制品の存否のみを明らかにするものであるとの判断を示す際に、Indianapolis v. Edmond, 531 U.S. 32 (2000) も引用している。エドモンド判決では、警察官が、市の薬物阻止検問所において、各車両の外部周辺に薬物探知犬を歩かせたとしても、それは抑留を搜索へと転化させるものではない、との判断が示された。

(12) See Simmons, *supra* note 4, at 413. なお、*id.* at 415 n. 19によれば、“binary” という語が判例にはじめて現れたのは、United States v. Colyer, 878 F.2d 469, 474 (D.C. Cir. 1989) においてであり、連邦最高裁はこれを用いたことがないようである。See also Alyson L. Rosenberg, *Passive Millimeter Wave Imaging: A New Weapon in the Fight Against Crime or a Fourth Amendment Violation?*, 9 ALB. L.J. Sci. & Tech. 135, 138-40 (1998).

展とともに様々な手法が用いられる可能性があるからである<sup>(13)</sup>。そこで次に、科学的技術の使用が問題となった事案であり、本判決の法廷意見においてそれとの整合性が意識されている、キロ判決をみることにしよう。

キロ判決では、公道という人が対象を見ることの許されている地点から熱画像器を用いることで、通常の知覚を増幅させて住居を監視することが、修正4条の規制に服する捜索にあたるかが問題となった。連邦最高裁は、知覚増幅技術を用いて住居内の情報を入手する場合、その情報が何であれ、仮に当該技術を用いずにそれを入手しようとしたならば、憲法上保護された領域に物理的に侵入しなければならなかった、というのであれば、少なくとも本件のように問題となっている科学技術が一般的に利用されていない限り、情報入手は捜索にあたる、との判断を示し、本件における熱画像器の使用は修正4条に違反すると結論付けた。

キロ判決との整合性を論じるにあたって、本判決は、問題となる情報入手方法が合法的な活動をも開示してしまうかどうかを重視し、両判決を区別している。キロ事件における熱画像器の使用は、住居内での入浴等の私事の詳細という合法的な活動を探知することもできてしまうのに対して、嗅覚探知は、合法的な活動を探知するものではないとしたうえ、完全に合法的な活動に関する情報が秘密に保たれることの期待は、本件の車のトランク内の禁制品が発見されないとの希望ないし期待とは典型的に異なる、というのである。

## 2 嗅覚探知固有の問題

法廷意見は、基本的に、十分に訓練された薬物探知犬が示す警告反応（以下、単に「警告反応」とする）を次のように評価しているといえよう。警告反応は、常に正しく、しかも禁制品のみに対して発せられる。したがって、修正4条が保障するプライバシーの合理的な期待を侵害することはない。なぜなら、禁制品所持についてプライバシーは保障されないからである。これに対して、スーター裁判官の反対意見は、誤った警告反応がありうることを示す各種のデータを挙げ<sup>(14)</sup>、そこから、嗅覚探知によるプライバシー侵害の可能

(13) See, e. g., *United States v. Jacobsen*, *supra* note 9, at 138 (Brennan, J., dissenting); *Harris*, *supra* note 4, at 37-45.

(14) なお、Gerald F. Uelmen, *Motions Fyi: Illinois v. Caballes: Some Disturbing Questions*, 29 CHAMPION 38 (2005) は、犬が当該所持の適法性・違法性を判断することまでは不可能といわざるをえない、と主張する。この点、薬物の

性を肯定している。

法廷意見のように、無謬であるからプライバシー侵害は不可能と考える場合においても、スター裁判官の反対意見のように、可謬であるからプライバシー侵害が可能と考える場合においても、無謬性・可謬性を前提としてプライバシー侵害の可能性が結論付けられるとの理解を看取することができる。ただし、プライバシー侵害とはそもそも何かという問題について、本判決は必ずしも明らかにしていない<sup>(15)</sup>。

また、誤った警告反応がありうるとすれば、警告反応は、捜索を行うための相当な理由（ないし合理的な嫌疑）を提供しないのではないかと、という疑いを生じさせる。しかし、犬の嗅覚探知が自動車のトランクへの徹底的な捜索（full-blown search）を行うための相当の理由を確認するために充分信頼できるものであったという事実審裁判所の判断について、法廷意見は問題視しておらず、反対意見においても争われていない<sup>(16)</sup>。

### 3 本判決の意義

本判決に関しては、駐車車両等に対する嫌疑なき嗅覚探知が可能となるという反対意見の指摘があるが、それ以外にも、例えば、交通取締目的の検問に際して、薬物探知犬の応援を要請してもよいことになるのか、さらには、薬物探知犬を常駐させてもよいことになるのか、といった問題が残されているといえよう。また、嗅覚探知に限らず、“binary search” 一般についても、どのような捜査が“binary search” とみなされるのか、また、仮にその利用が許されるとして、そこにはいかなる制限が設けられるべきか、という問題があるとの指摘がなされている<sup>(17)</sup>。

（二本柳誠）

---

所持については、それが治療目的等の適法なものである場合も考えうるが、本判決では、そのような場合についての言及は見当たらないのである。

(15) 安部ほか・前掲注（5）266頁〔酒巻匡発言〕参照。

(16) スター裁判官の反対意見は、「……〔誤った警告反応がありうること〕……は、もちろん、犬の警告反応が、……捜索のための合理的な嫌疑ないし相当な理由を提供する場合もある、ということを否定するものではない。というのも、修正4条は、証拠ないし禁制品の捜索を正当化するに際して、成功の確実性まで要求しているわけではないからである。」と述べる。

(17) Simmons, *supra* note 4, at 413-14.